義務的な中間検査及び必要な場合における追加の検査に係る裏書

この裏書は、この船舶について条約A5.1.3基準及びA5.1.4基準の規定に基づく検査が行われたこと並びに条約付録Ａ５―Ⅰに掲げる船員の労働条件及び生活条件が条約を実施するための上記の国の国内的な要件に合致することが認められたことを証明する。

中間検査
（２回目の検査基準日と３回目の検査基準日との間に完了すること。）

署名＿＿＿＿＿＿＿＿
（権限を与えられた職員の署名）
場所＿＿＿＿＿＿＿＿
日＿＿＿＿＿＿＿＿
（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）

追加の裏書（必要な場合）

この裏書は、この船舶が、条約A3.1基準３の規定（再登録又は居住設備の実質的な変更）が要求するところに従い又は他の理由により、条約を実施するための国内的な要件を継続的に遵守していることを確認するために追加の検査を受けたことを証明する。

追加の検査
（必要な場合）

署名＿＿＿＿＿＿＿＿
（権限を与えられた職員の署名）
場所＿＿＿＿＿＿＿＿
日＿＿＿＿＿＿＿＿
（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）

追加の検査
（必要な場合）

署名＿＿＿＿＿＿＿＿
（権限を与えられた職員の署名）
場所＿＿＿＿＿＿＿＿
日＿＿＿＿＿＿＿＿
（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）

追加の検査
（必要な場合）

署名＿＿＿＿＿＿＿＿
（権限を与えられた職員の署名）
場所＿＿＿＿＿＿＿＿
日＿＿＿＿＿＿＿＿
（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）

注１　国際海事機関によって採択されたトン数の測度に関する暫定的な制度の対象となる船舶については、総トン数は、国際トン数証書（1969年）の備考欄に記載されるものとする。条約第２条１(c)参照

注２　「船舶所有者」とは、船舶の所有者又は管理人、代理人、裸傭船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であって、当該所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。条約第２条１(j)参照

2006年の海上の労働に関する条約

海上労働遵守措置認定書　第Ⅰ部

（注　この船舶の海上労働証書に添付しなければならない。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の権限の下に発給する。
（上記の条約の第２条１(a)に定義する権限のある機関の名称を記入すること。）

2006年の海上の労働に関する条約に関し、次の船舶は、同条約のA5.1.3基準の規定に従って維持されている。

船名	国際海事機関船舶識別番号	総トン数

署名者は、上記の権限のある機関に代わって次のとおり宣言する。

(a)　2006年の海上の労働に関する条約の関連規定は、次の１から14までに掲げる国内的な要件によって完全に具体化されている。

(b)　(a)に規定する国内的な要件は、次の１から14までに引用する国内法規に規定されている。必要に応じ、当該国内法規の内容に関する説明を記載している。

(c)　第６条３及び４の規定に基づく実質的に同等な規定の詳細は、〈次の１から14までに掲げる国内的な要件の項目のうち、対応するものに〉〈この目的のために設けた下欄に〉(〈　〉の記述のうち、該当しないものを抹消すること。)記載している。

(d)　第３章の規定に基づき権限のある機関によって認められた適用除外は、この目的のために設けた下欄に明確に記載している。

(e)　国内法令に基づく船舶の種類に特有の要件についても、関係する国内的な要件の項目において引用している。

1　最低年齢（第1.1規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
2　健康証明書（第1.2規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
3　船員の資格（第1.3規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
4　船員の雇用契約（第2.1規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
5　免許を与えられ、資格証明を受け、又は規制された民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の利用（第1.4規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
6　労働時間及び休息時間（第2.3規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
7　船舶の配乗の水準（第2.7規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
8　居住設備（第3.1規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
9　船舶におけるレクリエーション用の設備（第3.1規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
10　食料及び料理の提供（第3.2規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
11　健康及び安全並びに災害の防止（第4.3規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
12　船舶における医療（第4.1規則）＿＿＿＿＿＿＿＿
13　船舶内における苦情に関する手続（第5.1.5規則）＿＿＿＿＿＿＿＿